自ら実施した5年間の薬学的介入を伴った症例報告に関する留意事項

― 2026年度 薬物療法専門薬剤師更新申請用記載要領 ―

（1）本申請で求める「薬学的介入を伴った症例報告」に係る主なポイントについて

① 保険診療の算定項目でいう薬剤管理指導に留まらず、入院患者或いは外来通院患者に施される薬物療法に対して、一定期間継続的に関与した薬学的管理および薬学的介入を指す。

② 薬物療法専門薬剤師に資する者として相応しい薬学的介入或いは薬学的ケアなどへ強い関与を有すると認められることが重要なポイントになる。

③ 薬剤師として携わった副作用管理、処方提案、医療チーム内での医師・看護師への助言、患者への直接的関与など、薬物療法への具体的な関与を記載すること。診療録などから抜粋した患者の診療経過（投薬内容のみの経過）や一般的な服薬指導・情報提供など、薬学的介入或いは薬学的ケアが希薄な症例を含めないこと。

④ 入院・外来通院患者を問わず、初回だけ或いは1度限りの関与（投薬前の一般的なスケジュールおよび副作用の説明など）では、本申請における薬学的介入を伴った症例報告として認められない。

⑤ 上記の要件を満たす症例を厳選して提出すること。

（2）薬学的介入を伴った症例報告の作成にあたり、下記の点に留意すること。

① 症例毎に[注1]領域の分類番号・ガイドライン項目、患者年齢（介入時）および性別、治療内容、自ら薬学的介入を行った期間および回数[注2]、介入開始時の処方内容[注3]を記載すること。また、症例サマリについては、P(problem)、A(assessment)、P(plan)、O(outcome)の4項目に分けて記載すること。

② 1症例につきP(problem)を1つに絞り込み、それに対する申請者自身の薬学的評価、介入の計画から結果に至るまで、評価者が申請者の臨床能力を判断できるようなPAPOの内容となるよう明瞭に記載すること。

【注1】入院から外来あるいは繰り返し入院した患者については、一連の治療を1症例とする（1患者につき1症例とし、同一症例を重複して記載しないこと）。

【注2】薬学的介入を実施した期間および回数とは患者の入院期間や通院期間ではなく、申請者自身が直接薬学的介入に関与した期間（年月日）および回数である。

【注3】ポリファーマシーへの介入など、多くの併用薬を記載する必要がある場合に本欄に記載すること。併用薬を症例サマリ中に記載する場合、本欄への記載は不要。

【注4】医薬品名、投与量、検査データ、投与期間等の数値情報やAssessmentの根拠となった情報（文献等）を明記するなど、患者状態や投薬状況が把握できるような記載を行うこと。

【注5】申請情報に欠落（記載漏れ）がある場合、その症例報告は認められず、症例不足で不認定となる。また、誤字・脱字が散見される場合には不認定となる場合がある。

③ 症例サマリを作成する際には、PAPO合計で全角600文字（半角の場合は2文字で1文字換算）以内とする。

④ 医薬品の名称は、一般名、商品名のいずれを使用しても可とするが、自施設内や特定領域でのみ使用する略語の使用を避け、広く通用する用語を使用すること。